

卒業の認定に関する基本方針

1. 教育理念

「真・善・美」の全人教育を基盤として、「生命の尊さ」への深い理解と「人間愛」を育み、豊かな知性、感性、強い意志のある人間を形成し、専門職業人としての誇りと向上心を培う。「知行合一」の精神で現代社会や保健・医療・福祉をめぐる環境の変化に対応し、社会に貢献できる有能な人材を育成する。

2. 教育目的

教育の理念に基づき、「ひと」として豊かな教養と人間性を養い、医療・福祉における専門職として兼ね備えるべき知識・技術を習得するとともに、主体的な学習、深い洞察力とたゆまぬ探究心に基づく行動や問題解決ができる前途有為の専門職業人を育成することを目的とする。

3. 教育目標

- (1) 医療・福祉における専門職としての知識、技術を常に主体的に深める態度を身につけます。
- (2) チーム医療および福祉の一翼を担う専門職として、果たすべき役割と責任を自覚し、協調する態度を身につけます。
- (3) 専門職として、その科学を推進するため常に研究する態度を身につけます。
- (4) 専門職としての職業倫理のみならず、「ひと」としての倫理観を高める態度を身につけます。
- (5) 障がいや有する方々や高齢者などへの理解を深め、「ひと」への豊かな感性を養い人格を尊重するとともに触れ合いを大切にします。
- (6) 社会人として健全な生活態度と習慣を身につけるとともに、他者および地域社会に対し利他的行動がとれるように努めます。

以上を本学院の求める育成人材とし、卒業に必要な所定の単位を修得していることを基本方針とする。学則第 33 条の規程による。